

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月1日

中止

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | ○ 知事                      ● 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 東京都   |
| 3. 市区町村名                 | 品川区   |
| 4. 届出番号                  | 26  |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 116-3-1(2)  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm">http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm</a> |

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務  | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例(平成10年品川区条例第43号)による延長夜間保育および開園時間内延長保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 94   |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 116  |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号) 別表第1 22の3<br>品川区立保育所における時間外保育等に関する条例(平成10年品川区条例第43号)による延長夜間保育および開園時間内延長保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第1条  | 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例 (平成10年条例第43号) 第1条  |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| ⑥事務の趣旨又は目的   | この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 | この条例は、品川区立保育所条例(昭和36年品川区条例第1号)第1条で設置した品川区立保育所(以下「保育所」という。)に入所している児童に対し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第2号の時間外保育(以下「時間外保育」という。)および同条第10号の一時預かり事業(以下「預かり保育」という。)を行うことにより、 <u>保護者の就労を支援し、もって児童の福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 |  | 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例<br>品川区保育の実施等に関する条例<br>品川区保育の実施等に関する条例施行規則  |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           | (1)法定事務  | (2)独自利用事務  |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号                          | 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例 第7条1項                              |
| ②事務の内容        | 子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 | 延長夜間保育利用料の <u>認定に関する事務</u>                                 |
| 特定個人情報1       |  |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ                         | 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例 第7条1項<br>品川区保育の実施等に関する条例別表第1(5条関係) |
| ②情報提供者        | 市町村長   | 市町村長   |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報                                 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報   |
| 特定個人情報2       |  |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号リ                         | 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例 第7条1項<br>品川区保育の実施等に関する条例別表第1(5条関係) |
| ②情報提供者        | 都道府県知事等  | 都道府県知事等  |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報   | 生活保護実施関係情報   |